

事業費補助金調査票(表)

補助金名	成田市水洗便所改造資金補助金
------	----------------

担当課	土木部 下水道課			
科目・事業コード	会計	款	項目	事業
				—
事業名	下水道事業会計 収益的支出			
新規・継続の別	継続			
補助・単独の別	市単			
補助の種類	事業			

R5実施計画額	85	千円
R4 予算額	85	千円
R3 決算額	120	千円
R2 決算額	55	千円
R1 決算額	30	千円
H30 決算額	30	千円
H29 決算額	0	千円

事業の趣旨・目的	下水道法(昭和33年法律第79号。以下「法」という。)第2条第8号の規定による処理区域(以下「処理区域」という。)内において、既設の便所を水洗便所に改造した者に対し、補助金の交付を行うことにより、下水道の普及促進を図ることを目的とする。			補助対象者	【補助対象者】								
	開始年度	昭和	58 年度		①処理区域公示後3年以内に既設の便所を水洗便所に改造した者 ②処理区域における建築物の所有者又は占有者(当該改造について建築物の所有者の同意を得た場合に限る。)であって市税を滞納していない者								
根拠法令等	(市)成田市水洗便所改造資金補助金交付規則 成田国際空港騒音地域における補助金等の特例に関する規則			補助率	【補助対象経費】 ・便所を水洗便所に改造する工事に係る経費								
留意事項					【補助率】 ・処理区域公示後1年以内に改造工事を行った場合 30,000円 ・処理区域公示後1年を超え3年以内に改造工事を行った場合 25,000円 ・騒音地域については、50%増とする。								
決算内訳	令和 3 年度決算額等 (単位:千円)			成果指標	【国県等の補助率】 市単補助事業のため、国県等の補助なし								
		金額	件数		割合	【近隣自治体の補助率】 ・四街道市:27,000円 ・市原市:30,000円 ・千葉市:10,000円 ・館山市:30,000円							
	全体事業費	1,287				成果指標 (単位:件)							
	うち市補助金	120	4		9.3%								
	うち国補助				0.0%								
	うち県補助				0.0%								
自己負担	1,167		90.7%										
成果指標: 交付件数					<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>数値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	年度	数値	令和3年度	4	令和2年度	2	令和元年度	1
年度	数値												
令和3年度	4												
令和2年度	2												
令和元年度	1												

事業費補助金調査票(裏)

項目		担当課確認欄	
公益性	補助事業の趣旨・目的が公益性のある事業に該当する	エ. その他市民の利益に寄与することができる事業 に該当	
	市の総合計画に合致する	成田市総合計画の基本目標に掲げる「快適でうるおいのあるまちづくり」に合致する。	
必要性	補助事業の趣旨・目的が社会経済情勢や市民ニーズに適合する	はい	既設トイレの水洗化や公共下水道への接続に要する費用の補助は、汚水処理の適正化に寄与し、社会経済情勢に合致する。
	類似の補助事業はない	いいえ	本市では、水洗便所改造資金に係る融資あっせん及び利子補給制度があるが、本補助金との併用は不可としている。
妥当性	補助率は1/2以下である	はい	近隣自治体では、水洗便所改造資金について補助金を交付する団体は少なく、利子補給制度のみを設けているが、汚水処理の適正化は、本市が基本目標として掲げる「快適でうるおいのあるまちづくり」の推進に寄与するため、今後も補助事業を継続する。
	近隣自治体と比較した本市の補助水準	高い	
明確性	個別の規則が整備されている	はい	
	個別の要綱等が整備されている ※規則が整備されていない場合	-	
	要綱等に補助事業の趣旨・目的、対象者、対象経費、算定基準が明記されている	はい	
	成田市補助金等交付規則に基づき適正に交付している	はい	
有効性	補助金を交付することによる効果を明確に示す成果指標はあるか	はい	交付件数 R1年度:1件、R2年度:2件、R3年度:4件
	補助金額に見合う効果があると認められるか	はい	毎年実績が出ており、新たに処理区域となった地域の下水道の普及促進、水洗化率向上に効果が認められる。
補助対象外経費	成田市補助金等交付規則運用方針第10条各号に掲げる経費については、補助対象外としている (補助対象外経費) ・補助事業等に直接関わりのない人件費に係る経費 ・慶弔費及び交際費に係る経費 ・懇親会及び飲食に係る経費 ・慰労を目的とした旅費に係る経費 ・入場料等受益者負担で賄うべき経費 ・団体の資産形成(積立金等)につながる経費 ・その他補助することが適当でないと認められる経費	はい	
最終評価	維持継続		
所見	下水道法第10条においては、公共下水道の供用開始後は、遅滞なく排水設備を整備することが土地の所有者に義務付けられており、これまで、補助事業の実施により、所有者の自己負担を軽減し、水洗化率の向上を図ってきた経緯がある。近隣自治体では、水洗便所改造資金に係る融資の利子補給制度のみを設けているが、本市では、「快適でうるおいのあるまちづくり」を基本目標として掲げており、補助事業の実施により、汚水処理の適正化が図られることから、今後も継続して実施する。		